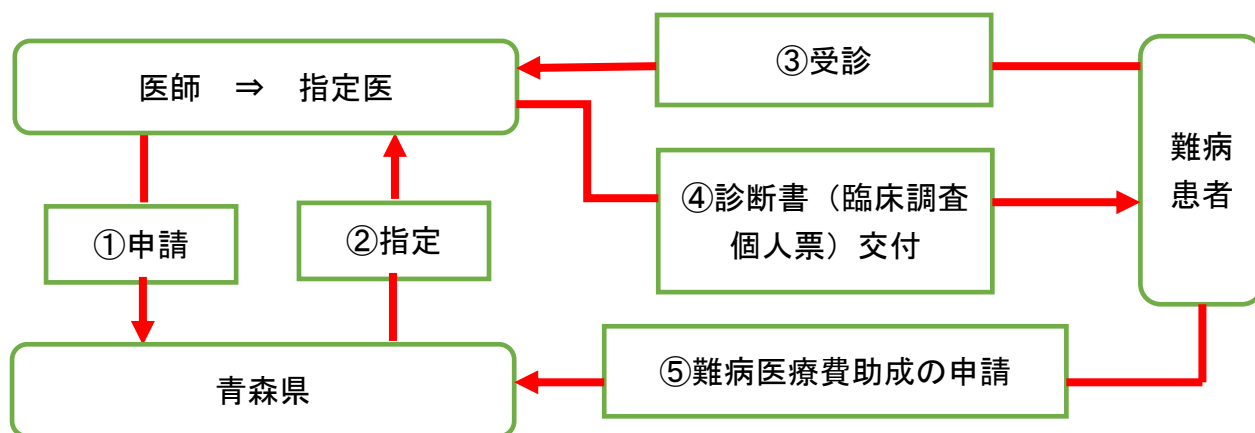


難病医療費助成制度における 指定医の申請手続について

指定医について

- ◆ 平成26年5月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）に基づく、難病医療費助成制度が平成27年1月1日から始まりました。
- ◆ この制度では、知事の指定を受けた医師（指定医）のみが難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（臨床調査個人票）を作成できます。
- ◆ 指定医の指定を受けるためには、申請手続が必要になります。
- ◆ 2ページ以降に申請手続等を記載しておりますので、御参照の上、必要な申請手続を行ってくださいますようお願いいたします。

【難病医療費助成申請の流れ】



【問合せ先】

青森県 健康福祉部 がん・生活習慣病対策課 難病対策グループ

電話：017-734-9215 FAX：017-734-8045

指定医の要件・役割

◆ **難病指定医** ⇒ 新規・更新の支給認定のための診断書の双方の作成が可能です。

【要件】 以下の①又は②のどちらかを満たすこと

- ① 診断又は治療に5年以上（医師法に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した経験があり、申請時点において、厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有していること（※1）
- ② 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、知事が行う研修を修了していること（※2）

◆ **協力難病指定医** ⇒ 更新の支給認定のための診断書の作成のみが可能です。

【要件】 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、知事が行う研修を終了していること（※2）

※1 専門医の資格は別表を御覧ください。

※2 オンライン研修を受講するためには、事前の申し込みが必要です。詳細は青森県のホームページを御覧ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/nanbyou-siteiikensyuu-30.html>

【役割】

◆ 難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（臨床調査個人票）を作成すること。

◆ 国が構築する指定難病患者データベースに登録する患者データ（診断書の内容）を都道府県等に提供すること。

指定医の申請手続

【申請手続】

「指定医指定申請書」を下記宛に提出してください。

申請書様式は青森県のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/intractable-disease-hospital_doctor.html

又は、青森県ホームページの検索バーから“指定医の申請”を検索してください。

【提出先】

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号

青森県 健康福祉部 がん・生活習慣病対策課 難病対策グループ

留意事項

- ◆ 指定後、青森県から申請者宛に指定通知を送付します。
- ◆ 指定を行った医師の氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関等を青森県のホームページ等で公表します。
- ◆ 指定医の指定の有効期間は5年間です。指定の更新については次のとおりです。
 - (1) 専門医の資格を有する指定医については、指定の更新を行う際に、専門医の資格を有していることが必要であり、5年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失うことになります。申請書に記載した専門医資格の更新をしなかった等の理由により、当該専門医の資格を失った場合には、届け出る必要があります。
 - (2) 専門医の資格を有しない指定医については、指定から5年ごとに研修の受講と更新申請が必要となり、その更新を受けなければ、その効力を失うことになります。
- ◆ 申請内容に変更があったときは、変更のあった事項及び変更年月日について指定を受けた知事に届け出る必要があります。

【変更の届出事項】

- ① 氏名、生年月日、電話番号、医籍登録番号・登録年月日、担当する診療科名
 - ② 主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地
- ◆ 本県の指定を受けた指定医は、主として指定難病の診断を行う医療機関を、本県以外の都道府県に所在する医療機関に変更したとき又は変更しようとするときは、改めて、変更後の当該医療機関の所在地を管轄する都道府県に、新規の申請を行う必要があります。併せて、本県に、当該医療機関の変更があった旨を届け出る必要があります。
 - ◆ 指定医は、指定医の辞退をするときは届け出る必要があります。また、指定医が死亡した場合にあっては、その者の親族又は診療に従事していた医療機関の管理者が届け出る必要があります。